

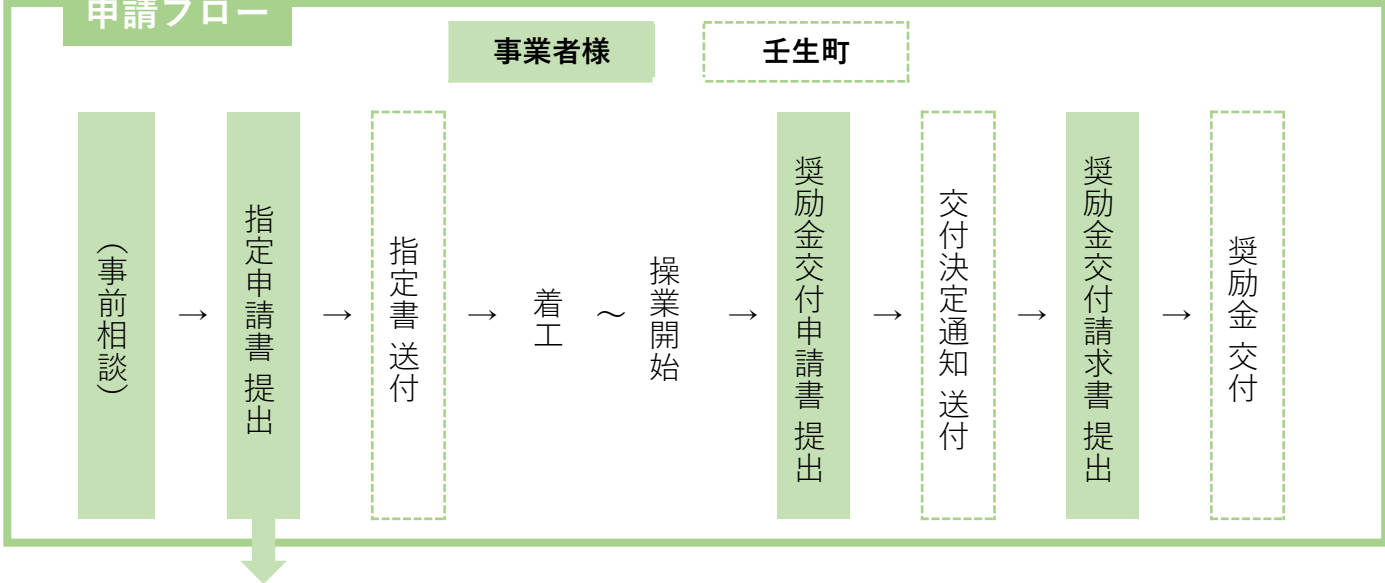
壬生町産業振興奨励金のご案内

壬生町では、町内で工場等を新設又は増改築する企業様に対して、奨励金を交付いたします。

1. 投下固定資産額奨励金

対象業種	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業
対象区域	町内全域
交付要件	・ 投下固定資産額が1億5千万円以上であること。 ・ 土地は、工場等の操業開始前5年以内に取得したものを対象とする。
対象投下固定資産	新設又は増改築するにあたり取得した土地、建物および償却資産
交付額	投下固定資産総額10億円以上 ➡ 3千万円 投下固定資産総額10億円未満 ➡ 投下固定資産取得額の5%（限度額1千万円）

申請フロー



指定申請に必要な書類

※工事着工前の申請が必要です。

- ・ 指定申請書（様式第1号）
- ・ 事業概要調書（様式第2号）
- ・ 定款及び登記事項証明書
- ・ 土地及び建物の配置図並びに平面図
- ・ 投下固定資産明細書及び取得価格が証明できる書類（契約書や見積書等）

奨励金について（町HP）



お問い合わせ

壬生町 産業生活部 商工観光課 商工振興係
TEL：0282-81-1845
FAX：0282-82-1107
E-mail：keizai@town.mibu.tochigi.jp

こちらからお気軽に
お問合せください！ ➡

お問合せフォーム



2. 雇用奨励金（新規雇用）

交付要件	・投下固定資産額奨励金の指定事業者であること。 ・雇用の日（雇用の日が操業開始日より前のときは操業開始日）において、町内に住民票がある新規雇用者（※1）であること。 ・申請日において、雇用の日から1年以上継続して雇用され、かつ、1年以上町内に住民票を有すること。 ※1 対象工場等の操業開始日前6ヶ月から操業開始日後6ヶ月までの間に、対象工場等に配属する正社員として雇用した者
交付額	1名につき 30万円（限度額なし）

3. 雇用奨励金（定住促進）

交付要件	・投下固定資産額奨励金の指定事業者であること。 ・申請日において、1年以上継続して雇用され、かつ、1年以上町内に住民票を有する転入者（※2）であること。 ・新規雇用の奨励金に該当する者及びこの奨励金の対象となったことのある者は交付対象としない。 ※2 対象工場等の操業開始日前6ヶ月から操業開始日後6ヶ月までの間に、対象工場等に配属した正社員で、新たに町内に住民票を有した者
交付額	下記のいずれか低い額（限度額なし） ・1名につき30万円 ・指定事業者が転入者（※2）の住居移転のため要した額

○雇用奨励金の期間の考え方

2. 新規雇用

パターンA（対象工場等に配属する正社員として、操業開始前に新規雇用する場合）

操業開始前6か月	操業開始	操業開始後6か月	操業開始後1年
新規雇用	操業開始から1年間継続して雇用し、かつ、雇用した方が操業開始から1年間継続して町内に住民票を有する		操業開始から1年経過した日以降、 奨励金交付申請が可能

パターンB（対象工場等に配属する正社員として、操業開始後に新規雇用する場合）

操業開始	操業開始後 6 か月	雇用の日から 1 年
新規雇用	雇用の日から 1 年経過した日以降、奨励金交付申請が可能	
雇用の日から 1 年間継続して雇用し、かつ、雇用した方が雇用の日から 1 年間継続して町内に住民票を有する		

3. 定住促進

パターンC（対象工場等に配属する正社員として、操業開始前に新たに町内に住民票を有する場合）

操業開始前 6 か月	操業開始	転入日から 1 年
雇用された方が転入	転入日から 1 年経過した日	
1 年以上継続して雇用し、かつ、雇用した方が 1 年以上町内に住民票を有する		以降、奨励金交付申請が可能

パターンD（対象工場等に配属する正社員として、操業開始後に新たに町内に住民票を有する場合）

操業開始	操業開始後 6 か月		転入日から 1 年	
	雇用された方が転入		転入日から 1 年経過した日	
	1 年以上継続して雇用し、かつ、雇用した方が 1 年以上町内に住民票を有する		以降、奨励金交付申請が可能	

※奨励金の対象となる正社員が複数名いる場合、全員分をあわせての申請となります。

※工場等の新設が年次計画で行われる場合には、特例がありますのでご相談ください。